

1 いじめ問題に対する基本的な考え方について

(1) いじめの定義

いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（以下同）2条1項）

(2) いじめに対する基本的な認識

①いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大

な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

②いじめについては「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

（三朝町いじめ対策指針）

・集団での暴力、仲間はずしなどのいじめは人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと。

・いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

2 いじめの未然防止について

(1) 校内体制

①いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための「いじめ対策委員会」を設置する。（22条）

②「いじめ対策委員会」は、基本方針に基づく取組、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。

③「いじめ対策委員会」は、学校基本方針の策定や見直し、取組状況等の把握、事例検討、計画の見直し等 PDCA サイクルで検証を行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

①いじめについての共通理解

・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成

・校内研修や職員会議での周知

②いじめを許さない態度・能力の育成

・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実（15条1項）

・学校における情報モラル教育、インターネット利用についての保護者啓発（19条）

・年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成

・いじめに関する指導の年間計画（道徳や学級活動、ホーム

ルーム活動）への位置づけ

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点

・わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくり

・すべての生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり

・教員の不適切な言動、差別的な態度や言動への留意

④自己有用感や自己肯定感の育成

・すべての生徒の居場所づくり、仲間づくり

・家庭や地域との連携による認める場の設定

⑤自らいじめについて学び、取り組む

・互いを認め合える人間関係を生徒自ら作りだす活動

・いじめ撲滅宣言の更新

⑥保護者への啓発

・いじめを行うことのないよう規範意識の養うための指導とその他の必要な指導

・いじめを受けた生徒の適切な保護

・学校の設置者及び学校が講ずる防止等の措置に協力

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見の基本

- ①生徒のささいな変化に気づく
- ②気づいた情報を確実に共有する
- ③情報に基づき速やかに対応する

(2) 早期発見するための方法や取組

- ①月末アンケートの活用(毎月1回・無記名と記名を交互に行う)と教育相談(学期ごとに1回)
- ②朝の会での表情の見取り

③生活ノートからの情報

- ④保健室等での様子、家庭や地域での様子
- ⑤学期ごとの三者懇談の実施
- ⑥スクールカウンセラーなどの相談窓口の周知
- ⑦気になる変化や行為等があった場合、情報を職員がいつでも共有できる体制(隔週で生徒指導委員会の開催)
- ⑧必要に応じて関係者を招集し、対応のための体制についての準備

4 発見したいじめへの組織的な対応

(1) 発生時

- ① 発見者は必要に応じて他の教員を呼び、複数で現場対応を行う。
・場合によってはすぐに個別の聞き取り等を行い、必ずメモし、報告用紙に事案の概要を記録する。
・生徒対応で発見者が動けない場合は他の教員が協力して、素早く情報が共有できるようにする。
- ② 事案を生徒指導主事、不在の場合は学年主任に管理職同席で伝え、いじめと判断した場合「いじめ不登校対策委員会」を招集し、重大事態であるかどうか判断する。
- ③ 管理職・生徒指導主事・学年主任でその後の対応について協議を行う。
・聞き取りが必要な関連生徒、対象生徒の保護者などへの対応。
- ④ 協議した内容をもとに、対応を行う。
- ⑤ なるべく早く、全職員に情報共有を行う。(臨時職員連絡会等)
- ⑥ 教育相談、温かな仲間づくり部会とも連携して、さまざまな観点から対応する。必要であれば、学校外の関係機関とも連携を行う。

(2) 重大事態発生時

- ①的確な情報収集
- ②緊急校内組織の対策会議開催
- ③調査による実態把握
- ④解決に向けた指導・援助
- ⑤継続指導・観察
- ⑥再発防止
・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになければ、他の教職員の応援を求める。
・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
・教育委員会と連携をとりながら必要な対応を行う。
・当事者生徒に対して十分な配慮をして対応する。
・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連携をとり、所轄警察署と相談して対処する。
・ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、教育委員会と連携をとり、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。